

第 95 回電気用品調査委員会
平成 28 年 3 月 22 日
資料 No.5-1

平成 2 8 年度電気用品調査委員会事業計画(案)

平成 27 年 3 月 22 日

電気用品調査委員会
事務局

1. 基本的な方針

電気用品調査委員会（以下、調査委員会という。）は、民間が自主的に運営する公正性、中立性のある組織として、わが国の電気製品・設備に関する規格・基準に、民間の技術的知識、経験等を迅速に反映すること、及び民間規格・基準の活用を推進することにより、わが国の電気製品・設備の安全を確保し、電気用品による危険及び障害を防止することを目的としている。

平成 26 年 1 月に施行された性能規定化に伴う電気用品の技術上の基準を定める省令（以下「省令」という）の改正に伴い電気用品に対する仕様規定は省令の解釈（以下、解釈という。）へ移行した。

また、平成 26 年 1 月 6 日付けで「整合規格の電気用品安全法技術基準への適合性確認のプロセスの明確化」の審議官通達が経産省より出され、この中で「整合規格の提案者の要件」が明確にされた。

この省令改正を受けて、調査委員会は、IEC 等の国際規格との整合性を図り JIS 化した規格の解釈別表第十二への整合規格の採用を要望する整合規格の提案者として活動している。

平成 28 年度は、引き続き IEC 規格等の国際規格と整合を図った JIS 規格及び日本独自の電気用品に関する基準を規格化した JIS 規格を整合規格として国へ整合規格としての採用の提案を行う。

また、事件事例調査等の調査研究活動を継続し、省令又は解釈等の改正が必要な場合には国に対し解釈の改正要望を行うとともに、調査委員会参加団体からの「電気用品の技術基準の解説」への解説改定又は追加要望について、当該解説の見直しを検討し、技術基準の理解を促進する活動を行う。

2. 委員会の活動

電気用品調査委員会の体制を図-1 に示す。また、調査委員会及び各部会における平成 27 年度の主な活動予定内容を以下に記す。

2.1 電気用品調査委員会（年 3 回の開催を予定）

電気用品調査委員会は年 3 回の開催とし、開催時期は、6 月、10 月、及び 3 月を予定する。

6 月の調査委員会では平成 27 年度の事業報告／決算及び IEC 等の国際規格との整合性を図り JIS 化した規格の解釈別表第十二への採用に係わる審議等を行う。10 月の調査委員会では、各部会からの活動の中間報告、及び各部会で検討が終了した案件の審議を行う。平成 29 年 3 月の調査委員会では、平成 29 年度の事業計画及び予算の審議を行う。

また各回の調査委員会では、製品・設備毎小委員会の活動状況の報告を合わせて行う。委員会で承認された解釈等に対する改正要望については、速やかに国の担当部署に提出する。

なお、電気用品の保安上の課題が生じ、緊急に検討を行う必要がある場合は、上記の開催計画にかかわらず委員会の開催または書面審議を行う。

2.2 解釈検討第 1 部会（部会:年 3 回程度）

解釈検討第 1 部会は、委員会の参加団体、委員又は他に部会からの依頼により電気用品の安全に係わる事項の調査・研究を行い、必要に応じ、省令又は解釈等の改正要望を検討する。

2.3 解釈検討第2部会（年3回程度の開催を予定）

解釈検討第2部会は、省令に適合する整合規格の整備のため、表-1に示す解釈別表第十二への採用を要望するJIS規格に関する審議を行う。平成28年度は、以下のJIS規格等について国の電気用品の技術基準の省令への適合性の確認を行い、JIS発行後の規格については、国へ採用要望の提出について調査委員会へ上程を予定している。

- (1) 小委員会承認後（JIS発行前）；38件
- (2) JIS発行後（国への採用提案を予定する）；38件

2.4 電波雑音部会（部会：未定）

電波雑音部会は、必要に応じて電気用品安全法解釈・解説における別表第十の見直し、及びそれらの解釈改正案についての検討を行う。

2.5 電気用品技術基準解説検討部会

各解説の各別表の規定についての解説の検討を行うことから、電気用品技術基準解説検討部会は廃止し具体的な解説は、解釈検討第1部会又は電波雑音部会で検討実施をすることにする。

2.6 事件事例調査部会（年3回程度の開催を予定）

事件事例調査部会では、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)で実施している電気用品の事件事例調査結果及び東京消防庁の火災の実態報告書等から、電気用品に係る原因の分析・評価を行う。

分析・評価の結果、抽出された項目で、解釈の別表第一から別表第九に反映すべき項目は、解釈検討第1部会にその情報を提供する。

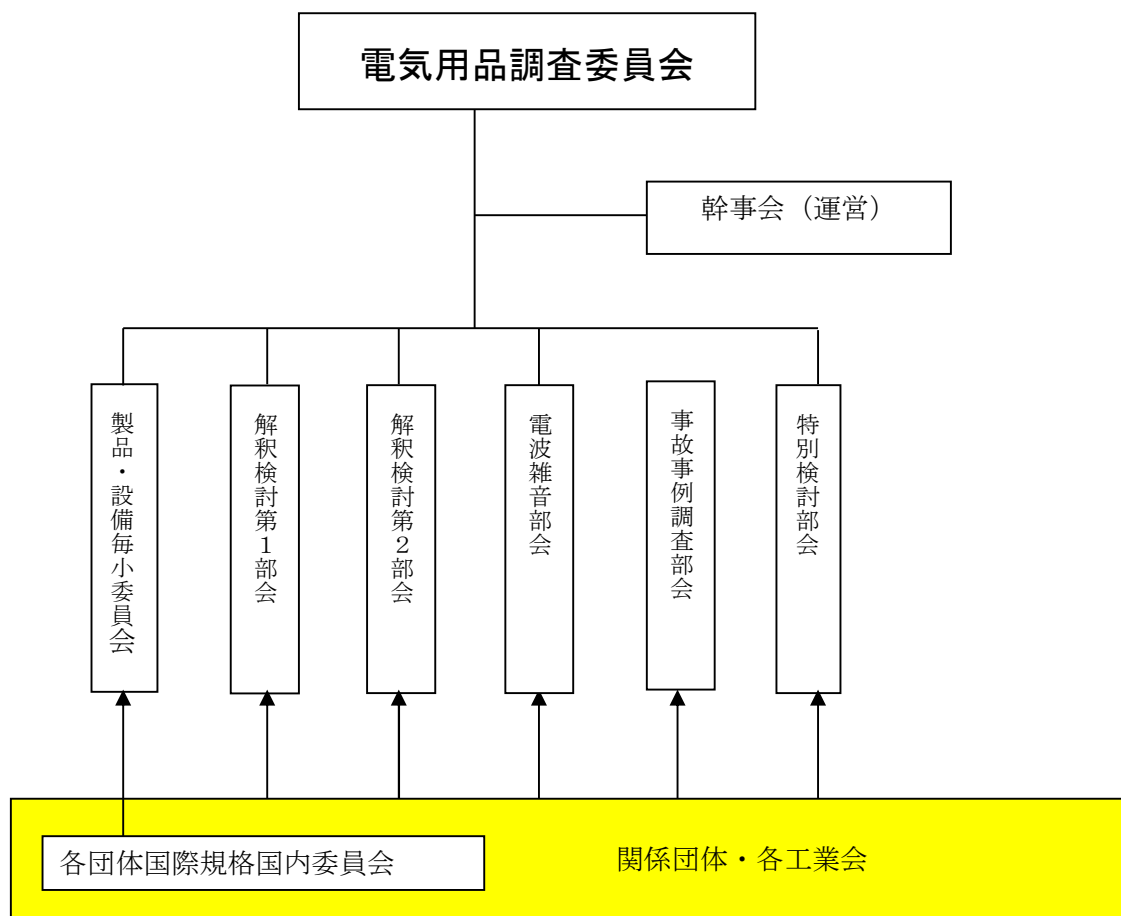
2.7 製品・設備毎小委員会

電気用品に係わるIEC国内委員会に対応する小委員会として、当該IEC委員会の活動をフォローして活動状況を報告する。表-2に製品・設備毎小委員会のリストを示す。

3. その他

省令が平成25年7月に改正され平成26年1月から施行され、引き続き大括り化等の検討が国で行われている。また、平成26年1月6日付けで「整合規格の電気用品安全法技術基準への適合性確認のプロセスの明確化」の審議官通達が経産省より公表され、省令の適合する整合規格の提案者の要件が明確化された。

これらの省令改正及び提案者の要件を満足し、調査委員会の効率的な運営のために必要な検討を行う。



図－1 電気用品調査委員会の体制

表-1 平成 28 年度 審議予定の別表第十二への採用を検討する JIS 規格/J 規格について

カテゴリ	担当	規格番号	タイトル	小委員会承認後			JIS 発行後			
				委員会 審議	6 月	11 月	3 月	6 月	11 月	3 月
電子・情報機器	JBMIA	JIS C XXXX	オーディオ/ビデオ, 情報及び通信技術 機器	済み					○	
		JIS C 6065	オーディオ, ビデオ及び類似の電子機 器	済み					○	
		JIS C 6950-1	情報技術機器	済み					○	
アーク溶接機	溶接協会	JIS C 9300-7	トーチ		○					次年度
小形交流電動機	JEMA	JIS C XXXX	小形交流電動機の安全	H28.3						次年度
家電機器	JSA	JIS C 9335-2-76	電気さく用電源装置							○
		JIS C 9335-2-55	観賞魚用電熱器具							○
	縫製工	JIS C 9335-2-28	ミシン				次年度			次年度
	自販機工	JIS C 9335-2-75	業務用ディスペンサ及び自動販売機	H28.3					○	
	アミューズメント	JIS C 9335-2-82	サービス機器及びアミューズメント機器				○			次年度
	レストルーム	JIS C 9335-2-84	電気トイレとともに使用する電気機器			○				次年度
	日冷工	JIS C 9335-2-89	業務用冷凍冷蔵機器			○				
	ガス機器検査協 会	JIS C 9335-2-102	商用電源に接続するガス、石油及び固形 燃料燃焼機器			○				
	床暖房	JIS C 9335-2-204	電熱マット及び電熱ボード			○				
	HAPI	JIS C 9335-2-32	マッサージ器			○				
		JIS C 9335-2-207	水電解器			○				
		JIS C 9335-2-209	家庭用電気治療器			○				
		JIS C 9335-2-210	家庭用電気磁気治療器			○				
JIS C 9335-2-211		家庭用熱療法治療器			○					

カテゴリ	担当	規格番号	タイトル	小委員会承認後			JIS 発行後				
				委員会 審議	6月	11月	3月	6月	11月	3月	
		JIS C 9335-2-212	家庭用吸入器			○					
	JEMA	JIS C 9335-2-2	真空掃除機及び吸水式掃除機	H28.3						次年度	
		JIS C 9335-2-3	アイロン	済み							次年度
		JIS C 9335-2-4	脱水機	済み							次年度
		JIS C 9335-2-5	電気食器洗機	H28.3							次年度
		JIS C 9335-2-6	据置形ホブ、オーブン、クッキングレンジ及びこれらに類する機器				○				次年度
		JIS C 9335-2-7	洗濯機	済み							次年度
		JIS C 9335-2-8	ひげそり	済み					○		
		JIS C 9335-2-9	可搬形電熱調理器具	済み							次年度
		JIS C 9335-2-10	床処理機及び湿式洗いブラシ機	H28.3							次年度
		JIS C 9335-2-11	回転式衣類乾燥機	済み							次年度
		JIS C 9335-2-13	フライヤー	済み							次年度
		JIS C 9335-2-14	ちゅう房機器	済み							次年度
		JIS C 9335-2-15	液体加熱機器	済み							次年度
		JIS C 9335-2-17	毛布、パッド及びこれに類する可とう電熱機器	H28.3							次年度
		JIS C 9335-2-21	貯湯式電気温水器				○				次年度
		JIS C 9335-2-23	スキンケア又はヘアケア用機器	H28.3							次年度
		JIS C 9335-2-24	冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機	済み							次年度
		JIS C 9335-2-25	電子レンジ及び複合形電子レンジ				○				次年度
		JIS C 9335-2-30	ストーブ	済み							次年度
		JIS C 9335-2-31	レンジフード				○				次年度

カテゴリ	担当	規格番号	タイトル	小委員会承認後			JIS 発行後				
				委員会 審議	6月	11月	3月	6月	11月	3月	
		JIS C 9335-2-35	瞬間湯沸かし器			○				次年度	
		JIS C 9335-2-40	エアコンディショナ及び除湿機				次年度			次年度	
		JIS C 9335-2-44	電気アイロナ	済み						次年度	
		JIS C 9335-2-52	歯ブラシ	済み					○		
		JIS C 9335-2-61	蓄熱形ストーブ	済み						次年度	
		JIS C 9335-2-65	空気清浄機				○				
		JIS C 9335-2-77	手押し式制御芝刈り機				次年度				
		JIS C 9335-2-80	ファン			○				次年度	
		JIS C 9335-2-81	足温器	H28.3						次年度	
		JIS C 9335-2-85	ファブリックスチーマ	H28.3						次年度	
		JIS C 9335-2-90	業務用電子レンジ				○			次年度	
		JIS C 9335-2-98	加湿器				○			次年度	
		JIS C 9335-2-100	手持形のガーデンブロワ、バキューム及び ブロワバキューム				次年度			次年度	
		JIS C 9335-2-202	電気こたつ				○			次年度	
		JIS C 9335-2-203	ハードあんか				次年度			次年度	
		JIS C 9335-2-206	電気乾燥機器				次年度			次年度	
		JIS C XXXX	カーペット	済み						次年度	
電動工具	JEMA	JIS C XXXX	電動工具の安全－第1部－一般要求事項				○				
照明器具	照明工(JLMA)	JIS C 8105-1	照明器具－第1部：安全性要求事項通則	H28.3						○	
		JIS C 8105-2-1	照明器具－第2-1部：定着灯器具に関する 安全性要求事項	H28.3							○
		JIS C 8105-2-4	照明器具－第2-4部：一般用移動灯器具 に関する安全性要求事項	H28.3							○
		JIS C 8105-2-5	照明器具－第2-5部：投光器に関する安		○						○

カテゴリ	担当	規格番号	タイトル	小委員会承認後			JIS 発行後		
				委員会 審議	6月	11月	3月	6月	11月
			全性要求事項						
		JIS C 8105-2-7	照明器具－第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項	H28.3					○
		JIS C 8105-2-9	照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項(アマチュア用)				○		次年度
		JIS C 8105-2-17	照明器具－第 2-17：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項				○		次年度
		JIS C 8105-2-19	照明器具－第 2-19：空調照明器具に関する安全性要求事項	H28.3					○
		JIS C 8105-2-20	照明器具－第 2-20：ライティングチェーンに関する安全性要求事項				○		次年度
ソケット	照明工(JLMA)	JIS C 8324	蛍光灯及びスタータソケット	<u>済み</u>					○
ランプ	照明工(JLMA)	JIS C 7617-1	直管蛍光ランプ－第 1 部：安全仕様	<u>済み</u>					○
		JIS C 7618-1	片口金蛍光ランプ－第 1 部：安全仕様	<u>済み</u>					○
		JIS C 7620-1	一般照明用電球形蛍光ランプ－第1部：安全仕様	<u>済み</u>					○
		JIS C 8156	一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧 50V 超)		○				
安定器	照明工(JLMA)	JIS C 8147-1	ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項	<u>済み</u>					○
		JIS C 8147-2-13	ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項		○				

カテゴリ	担当	規格番号	タイトル	小委員会承認後			JIS 発行後				
				委員会 審議	6月	11月	3月	6月	11月	3月	
ヒューズ	JEMA	JIS C 8269-1	低電圧ヒューズー第1部:一般要求事項	済み				○			
		JIS C 8269-2	低電圧ヒューズー第2部:専門家用ヒューズの追加要求事項(主として工業用のヒューズ)	済み				○			
		JIS C 8313	配線用つめ付きヒューズ	済み				○			
		JIS C 8319	配線用ねじ込みヒューズ及び栓形ヒューズ	済み				○			
配線器具	Jewa	JIS C XXXX	配線器具の安全性	済み						○	
		JIS C 4526-2-1	機器用スイッチー第2-1部:コードスイッチの個別要求事項	H28.3						○	
		JIS C 8284	電気アクセサリー家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール			○				次年度	
	NECA	JIS C 4526-1	機器用スイッチー第1部:一般要求事項		○					○	
	JSA	JIS C 9730-1	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置ー第1部:一般要求事項								○
		JIS C 9730-2-6	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置ー第2-6部:機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項								次年度
		JIS C 9730-2-7	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置ー第2-7部:タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項								次年度
		JIS C 9730-2-15	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置ー第2-15部:自動電気式の空気流量, 水量及び水位検出制御装置の個別要求事項								次年度

カテゴリ	担当	規格番号	タイトル	小委員会承認後			JIS 発行後			
				委員会 審議	6月	11月	3月	6月	11月	3月
電流制限器	JEA	JIS C 8368	電流制限器	済み					○	
遮断機	JEMA	JIS C 8211 附属書 1	住宅及び類似設備用配線用遮断器				○			次年度
		JIS C 8222 附属書 1	住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電 流保護装置付き(RCB0s)				○			次年度
小形単相変圧器	JEWA	JIS C XXXX	ベル用、表示器用及びリモートコントロー ル用変圧器		○					次年度
ネオン変圧器	JSA	JIS C 8109	ネオン変圧器							○
		JIS C 8147-2-10	管形冷陰極放電ランプ(ネオン管)の高周 波動作用電子インバータ及び変換器の個 別要求事項							○
電線	電線工	JIS C XXXX	電線及び電気温床線の安全に関する要 求事項	済み						○
		JIS C 3662-5	定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル 絶縁ケーブル—第 5 部: 可とうケーブル (コード)		○					次年度
		JIS C 3662-7	定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶 縁ケーブル—第 7 部: 遮へい付き又は 遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケ ーブル		○					次年度
		JIS C 3663-8	定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケー ブル—第 8 部: 高可とう性コード		○					次年度
電線管	設備学会	JIS C 8471-XX	電気設備用ケーブルトランキング及びダク ティングシステム—第XX部: 電気安全の 個別要求事項	済み						○

カテゴリ	担当	規格番号	タイトル	小委員会承認後			JIS 発行後			
				委員会 審議	6月	11月	3月	6月	11月	3月
		JIS C 8461-XX	電線管システムー第 XX 部 電気安全の個別要求事項	済み						○
		JIS C 8462-XX	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ 第 XX 部:電気安全の個別要求事項	済み						○
		JIS C 8461-21	電線管システムー剛性(硬質)電線管システム	済み				○		
		JIS C 8461-22	電線管システムープライアブル電線管システム	済み				○		
		JIS C 8461-23	電線管システムーフレキシブル電線管システム	済み				○		
		JIS C 8462-21	懸架手段を備えたボックス	済み				○		
		JIS C 8462-22	接続用ボックス	済み				○		
		JIS C 8462-1	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ 第 1 部:一般要求事項			○				次年度

※¹ : 「小委員会承認後」とは、担当小委員会にて JIS 原案の審議を終了(承認)した段階(JIS が発行される前の段階)で行う審議のことを示す。

※² : 「JIS 発行後」とは、別表第十二へ採用する予定の JIS が実際に発行された(=JIS の内容が実際に確定された)段階で行う審議のことを示す。

※³ : 委員会審議「済み」とは、電気用品調査委員会にて既に審議・承認済みであることを示す。

表-2 製品・設備毎の小委員会リスト

(平成 28 年 2 月 現在)

小委員会名	担当分野	所管団体(事務局)	小委員会名	担当分野	所管団体(事務局)
第 1	用語	(一財)日本規格協会	第 55	巻線	(一社)日本電線工業会
第 2	回転機	(一社)電気学会	第 59	家庭用及びこれに類する電気機器の性能	(一社)日本電機工業会
第 3	情報構造及び要素, 識別及びマーキング原則, ドキュメンテーション及び図記号	(一財)日本規格協会	第 61	家庭用電気機器の安全性	(一社)日本電機工業会
第 7	架空電気導体	(一社)日本電線工業会	第 65	工業プロセス計測制御	(一社)日本電気計測器工業会
第 15	絶縁材料	(一社)電気学会	第 72	自動制御装置	(一社)日本電機工業会
第 17-2	低圧開閉装置及び制御装置住宅用遮断機	(一社)日本電機工業会	第 76	レーザ機器の安全性	(一財)光産業技術振興協会
第 17-3	低圧開閉装置及び制御装置組立品	(一社)日本電機工業会	第 77	電磁両立性	(一社)電気学会
第 20	電力ケーブル	(一社)日本電線工業会	第 82	太陽光発電システム	(一社)日本電機工業会
(第 21)	第 21 小委員会関連 (リチウムイオン電池)	((一社)電池工業会)	第 85	電磁計測	(一社)電気学会
第 22	パワーエレクトロニクス	(一社)電気学会	第 88	風カタービン	(一社)日本電機工業会
第 23-1	プラグ, コンセント, スイッチ, コネクタ, カプラー, 電気エネルギー効率化製品等	(一社)日本配線システム工業会	第 89	耐火性試験	(一財)日本規格協会
第 23-2	電線管システム	(一社)電気設備学会	第 96	1,100V 以下の変圧器, リアクトル, 電源ユニット等	(一社)日本電機工業会
第 23-3	機器用スイッチ	(一社)日本電気制御機器工業会	第 101	静電気	(一財)日本電子部品信頼性センター
第 25	量及び単位	(一財)日本規格協会	第 104	環境条件とその分類及び試験方法	(一財)日本規格協会
第 26	電気溶接	(一社)日本溶接協会	第 105	燃料電池技術	(一社)日本電機工業会
第 31	爆発性雰囲気で使用する機器	(一社)日本電機工業会	第 108	オーディオ・ビデオ, 情報技術, 通信技術分野における電子機器の安全性	(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会
第 32-2	低圧・ミニチュアヒューズ	(一社)日本電機工業会			
第 34	光源・ランプ, ランプ用口金・受金及びソケット, 光源・ランプ制御装置, 照明器具	(一社)日本照明工業会	第 112	電気絶縁材料とシステムの評価と認定	(一社)電気学会
			第 116	電動工具の安全性	(一社)日本電機工業会
第 37-2	低電圧サージ防護デバイス (SPD) 等	(一社)電子情報技術産業協会	IS070	携帯発電機	(一社)日本陸用内燃機関協会
第 51	磁性部品及びフェライト材料	(一社)電子情報技術産業協会	※ (一社) …一般社団法人, (一財) …一般財団法人 第 21 小委員会を(第 21)としたのは, 一部(リチウムイオン電池)のみが電気用品の対象となるためである。		